

## 日・米の社会福祉専門職生涯教育に関する比較研究

新潟医療福祉大学社会福祉学部

社会福祉学部長 (社会福祉学科長兼務) 山手 茂\*

社会福祉学科

横山豊治\*

キーワード： 社会福祉士 ソーシャルワーカー 社会福祉専門教育 生涯教育

### A Comparative Research on Social Work Education -Japan and USA-

Shigeru Yamate, D.S.W\*. Toyoharu Yokoyama, M.S.W\*.

Key Words : Social Work. Social Work Professional. Social Work Education. Lifelong Education.

\*English version is available in Niigata Journal of Health and Welfare Vol. 1, No.1 2001

#### はじめに

われわれは、社会福祉専門職の諸問題に関する調査研究を行ってきた。山手は、1973年、日本医療社会事業協会の医療ソーシャルワーカー資格制度化運動に参加し、1980年に『患者に福祉サービスを』(共編)<sup>1)</sup>を公表し、以来、20余年間にわたって保健・医療分野で働くソーシャルワーカーを中心とする社会福祉専門職に関する調査研究を続けている。<sup>2) 3) 4)</sup>横山は、医療機関における10年間のソーシャルワーカーとしての実践経験の後、ソーシャルワーカーの専門職化に関する研究・教育に取り組み、「社会福祉専門教育の動向と社会福祉士養成の課題」(『社会福祉士』No.5所収)<sup>5)</sup>をはじめ、多くの関係論文を公表している。<sup>6) 7)</sup><sup>8)</sup>また、1998年刊、日本社会事業学校連盟編『戦後社会福祉教育の五十年』<sup>9)</sup>に、山手は「日本社会事業学校連盟加盟校の社会福祉士養成教育」を、横山は「資料編：戦後社会福祉教育年表」をそれぞれ寄稿している。

本誌創刊号に、社会福祉学科の教育理念

と課題に関する論文を寄稿するよう要請されたので、われわれは「日・米の社会福祉専門職生涯教育に関する比較研究」を共同で行い、その成果を報告する。

社会福祉サービスの質を向上させることが重要な課題となっているが、この課題を達成するためには社会福祉専門職(ソーシャルワーカー)の量の増加と質の向上が不可欠である。このような観点に立って国際比較研究を行い、ソーシャルワーカーが量・質ともに充実しているアメリカを参考にして、日本における社会福祉専門職の生涯教育の内容及び条件整備の課題を明らかにし、それをふまえて本学科の課題を提示する。

#### 1. 本研究の目的と方法

##### 1) 目的

われわれが「日・米の社会福祉専門職生涯教育に関する比較研究」を行う目的は、日本の社会福祉サービスの質的向上に資するためである。社会福祉政策・制度が拡充され、社会福祉サービスの供給量が増加し

\*新潟医療福祉大学 社会福祉学部 社会福祉学科 新潟市島見町1398番地  
TEL : 025-257-4453 E-mail : yamate@nuhw.ac.jp

ても、社会福祉専門職（ソーシャルワーカー）が質の高い対人援助サービスを行わなければ、人々の福祉は保障されない。

近年、社会福祉サービスに関する国際比較研究が盛んになり、そのなかでSocial Work Profession（Social Worker）が重要なテーマのひとつとされている。社会福祉専門職に関する国際比較研究の成果をまとめた伊藤淑子『社会福祉職発達史研究－米・英・日三カ国比較による検討－』<sup>10)</sup>や、平塚良子「社会福祉教育の国際比較」<sup>11)</sup>などの先行調査研究報告を検討すると、アメリカがソーシャルワーク最先進国であり、日本の今後の社会福祉専門職の課題を考える上で最も参考になる。

平塚は、日本、アメリカ、イギリス、(西)ドイツ、スウェーデンの詳細な比較を行い、「アメリカは専門職業教育と専門職の活動では他国に比して高い自由度と安定度を保ち、実践、科学化においても世界各国に影響を与え続けている」と結論している。<sup>12)</sup>アメリカでは、①大学教育が進展し、その一環としてソーシャルワーカー養成教育も大学・大学院が中心となって行われていること、②福祉多元化やmanaged careが進展し、

保健・医療・福祉専門職のチームワークが拡充されていること、など今後の日本にとっても参考になる変化が進んでいる。社会福祉専門職の生涯教育に関する日本とアメリカの比較研究を行い、両者の共通点と相違点を検討し、日本の社会福祉専門職生涯教育の条件整備に向けた課題を明らかにしたい。

## 2) 方法

本研究の方法は、①先行調査研究報告の検討と、②関係文献・資料の蒐集・検討をふまえて、③独自にデータを整理し、比較、検討する、という手順を経ている。研究の過程においては、山手と横山がそれぞれ中間報告し合い、意見を交換し合いながら、分担執筆した原稿を共同検討して完成した。

社会福祉専門職の生涯教育は、学校における養成教育、資格認定制度、専門職団体による生涯研修、配置・業務基準などが密接に関係し合っており、しかもそれらは学会・養成教育機関・教育行政機関や社会福祉団体・専門職団体・福祉行政機関など関係団体・機関によって動かされている。これらの機能的・構造的関連を、図1に示す枠組みによって分析する。

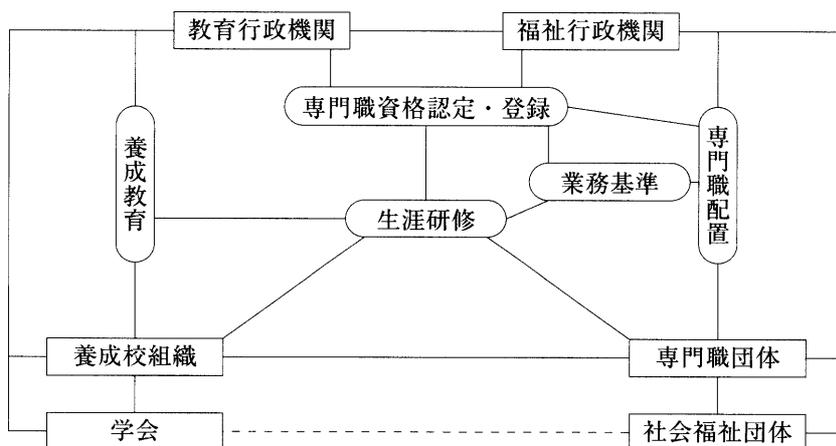


図1 社会福祉専門職の分析枠組

## 2. 社会福祉専門職に関する日・米の基本的な相違点

社会福祉専門職の生涯教育を検討する前

に、社会福祉専門職そのものの歴史と基本的な存在形態を日・米比較すると次のような相違点を指摘することができる。(表1)

表1 日米の社会福祉専門職の比較

比較項目		日 本	アメリカ
教育起源 事業 契機 ①第一次 ②第二次 志向		1880年代後半 感化事業(教誨) 仏教教団一国家 (キリスト教団) 専門的知識 監獄教誨師養成	1880年代初頭 慈善事業 ①慈善組織教会 ②セツルメント 科学的、社会改良的
社会的背景・思想		秩序維持 (社会運動)	社会運動 革新主義的運動 大学拡張運動
教育で影響を受けた国		欧米諸国	イギリス
スクールの登場		1900年 短期講習 1918年 3年制	1989年 短期講習 1904年 1年制
スクールの形態 スクールの設立主体		専門学校・大学 宗教系・非宗教系	専門学校(学部卒レベル) 慈善組織教会(COS)
大学教育化	初期	1918年 宗教大学(現 大正大学)	1911年 インディアナ大学
大学教育進展度	初期	遅滞	進展
	戦後   現在	1950年代 短大(大学少数) 1990年代 大学急増 隣接領域混合	大学院増加  大学(学部)増加
	教育志向 1 (専門職業)	初期 弱 現在 初期よりも強	強 強
教育志向 2 (専門職業)	初期	スペシフィック	スペシフィック
	現在	ジェネラリスト マクロ～ミクロ志向	ジェネラリスト マクロ～ミクロ志向
科学(実践・学術) 志向	初期	プラクティカル対アカデミック	アカデミック対プラクティカル
	現在	アカデミック重視→プラクティカル重視	アカデミック重視・プラクティカル包含
学校組織・教育関係者組織 (現在)		日本社会事業学校連盟 日本社会福祉士養成校協会	大学学部長・管理者全国協会
SWr資格制度 (現在)	名称 認定 主体	社会福祉士 登録 国	ソーシャルワーカー(SWr) 登録/免許/併用 州、全米ソーシャルワーカー協会 (NASW)
	備考	試験 有 経験 要または不要 教育レベル 専門学校・短大・大学 その他の養成コース有	試験 有または無 経験 要または不要 教育レベル別資格 ・学士SWr・修士SWr ・認定SWr・博士SWr
教育認定機関(現在)	権限	文部科学省→大学・短大 厚生労働省→社会福祉士指定養成施設 設置認可/指定 カリキュラム認定	ソーシャルワーク教育協議会 (CSWE) カリキュラム認定
	監督		連邦教育省
教育制度	整合性 安定性	不整合 不安定	整合 安定
雇用制度との整合性		不整合	整合
専門職団体の影響力		弱	強

(注) 平塚良子「社会福祉教育の国際比較」一番ヶ瀬康子他編『戦後社会福祉教育の五十年』ミネルヴァ書房、京都、1999年、87頁の表を参考にし、比較項目、日・米の相違点などを改めて作成した。

1) アメリカでは、ソーシャルワーカーの専門的な訓練プログラムが19世紀末から現任者を対象として開設され始め、それを母体として1910年前後から養成教育のための school が次々に設立され、1940年には大学院修士課程での養成教育が始まるなど、高度な専門的教育システムが形成され、拡充され続けて今日に至っている。日本では、1920年前後から旧制の大学において社会事業教育が始まったにも拘わらず、1930年代から日中戦争の拡大にともなう戦時体制化の進行によって社会福祉専門職の養成システムは消滅した。アメリカでは、1919年に14校のソーシャルワーカー養成校によって「Association of Training Schools for Professional Social Work」という教育機関の組織が結成され、1952年にCSWE (Council on Social Work Education) に改組されたが、日本では、社会福祉系大学・専門学校等の組織化は1955年に日本社会事業学校連盟設立 (16校) という形で実現した。

2) アメリカでは、精神療法の発達を背景に医師、Clinical Psychologistらと並んで精神療法に従事するソーシャルワーカー (Psychiatric Social Worker) が増加するとともに (1960年には全米で約5000人)、開業ソーシャルワーカーも増え、ソーシャルワーカーが自律性の高い専門的な職業として社会的な地位を確立した。日本では、1960年代に高度経済成長にともなって社会福祉サービスへのニーズが増加したが、入所処遇型の福祉施設サービスを中心としたケア・サービスが普及し、ソーシャルワーカーの援助専門職としての確立が遅れた。

3) 専門職の条件として「学問的基盤」「専門職倫理」「専門職団体の設立」などが挙げられる。アメリカでは、1917年に「National Social Workers Exchange」が設立され、その後各分野別にソーシャルワーカー協会が分立したが、1955年にはNASW (National

Association of Social Workers) に統合されて今日では16万人の会員を有する有力な組織となっている。日本では、1960年に日本ソーシャルワーカー協会が結成されたが、組織は伸び悩み、全国組織としての活動は一時休止状態に陥り、1983年に再建されてからも会員数はNASWの100分の1程度に留まっている。しかし、1987年に創設された社会福祉士制度の定着にともなって、社会福祉士が増加し、日本社会福祉士会の会員は年々増加している。

4) アメリカではソーシャルワーカーの資格認定はCSWEが認定した大学・大学院の卒業者を対象として各州が行い、特に開業するにはNASWの会員資格を認められ入会した者であることが不可欠となっている。日本では、「社会福祉士及び介護福祉士法」が1987年に制定されて以来、中央政府によって資格認定される国家資格制度となっている。その資格取得の要件は、全国一斉に実施される国家試験に合格することである。その受験資格を得るコースには、厚生労働省指定の養成施設 (大卒後1~2年程度の教育課程) を卒業するコース、大学で厚生労働省指定の科目を履修して卒業するコースなど多様なコースが設けられている。

5) 日本では、社会福祉士制度創設によって、1989年から社会福祉士 (Certified Social Worker) が誕生し、1993年に日本社会福祉士会が結成され、1996年に社団法人として厚生労働省の認可を得た。会員数は2000年に1万人を超え、現在、日本のソーシャルワーカー団体としては最大の規模に発展している。しかし、1955年以前のアメリカがそうであったように、保健医療分野、精神保健福祉分野にそれぞれ独自のソーシャルワーカー団体があり、前述の日本ソーシャルワーカー協会も含めて4つのソーシャルワーカー団体が分立している。国際ソーシャルワーカー連盟 (International Federation of

Social Workers : IFSW) には、日本社会福祉士会、日本医療社会事業協会、日本ソーシャルワーカー協会の3団体が日本国調整団体を結成して加盟している。

6) アメリカでは、中核的ソーシャルワーカー (Professional Social Worker) 養成は大学院修士課程レベルであり、NASW会員のうち約9割の最終学歴がソーシャルワーク修士 (Master of Social Work) である。日本では、学部レベルが中心であり、社会福祉士有資格者の最終学歴は86%が学部、5%が大学院 (大部分が修士課程と推定される) である (2000年、日本社会福祉士会調査)。なお、日本の大学院における社会福祉教育課程は、1950年に最初の修士課程が同志社大学に、1967年に最初の博士課程が明治学院大学に、それぞれ開設されている。2000年度現在では、日本社会事業学校連盟正会員94校のうち52校に大学院が設置されているが、実習教育は不十分であり、研究・教育者養成が主目的である。

7) アメリカのソーシャルワーカー養成教育では、学部レベルで400時間以上、大学院修士課程レベルで900時間以上もの実習を必須としている。日本の社会福祉士養成教育では、180時間以上の実習を必須としているに過ぎず、しかも制度上は、重要なソーシャルワークのフィールドのひとつである保健医療機関 (病院、診療所、老人保健施設、保健所) が実習施設として認められていない。

8) アメリカでは、1991年当時で15000人を超える開業ソーシャルワーカーがおり、その利益保護のためのVendorship Lawが州法レベルで制定されている。日本ではそれに相当する制度はなく、開業社会福祉士は全国で24名に過ぎない (2000年、日本社会福祉士会調査)。なお、アメリカではソーシャルワーカーが開業するには修士号取得後2年間程度の実務経験を経てACSW(Academy

of Certified Social Workers) 会員になることが要件とされているが、日本の場合、開業社会福祉士に関する認定制度や研修制度はまだ確立されていない。

9) 日本には、社会福祉士制度制定以前に、1948年から保母 (現、保育士) 制度があり、child careの担い手として定着していたほか、福祉行政機関における任用資格として社会福祉主事 (social welfare officer) 制度が1950年以來、今日まで続いている。さらに、社会福祉士と同時に国家資格となった介護福祉士 (certified care worker) 制度、1997年に国家資格化された精神保健福祉士 (certified psychiatric social worker) 制度など、社会福祉関連の資格制度が多数存在する。アメリカでは、公的な資格制度はこれほど分立していない。

以上述べたように日・米の社会福祉専門職には基本的な相違点がある。次に社会福祉専門職の生涯教育の比較検討を、共通に基盤となる専門職団体と養成校組織の比較から始めたい。

### 3. 社会福祉専門職団体の状況

社会福祉専門職の団体は、前述したように、日本では4団体に分かれているのに対し、アメリカではNASWに統一されている。しかし、アメリカでもすべてのソーシャルワーカーがNASWに組織化されているわけではなく、1991年当時、約50万人の非会員ソーシャルワーカーがいたと推定されている (当時の会員数は10万899人。同年のNASW会員調査)。

NASWが1955年に結成される前には、ソーシャルワーカーはいくつもの団体に分かれていた。(図2)

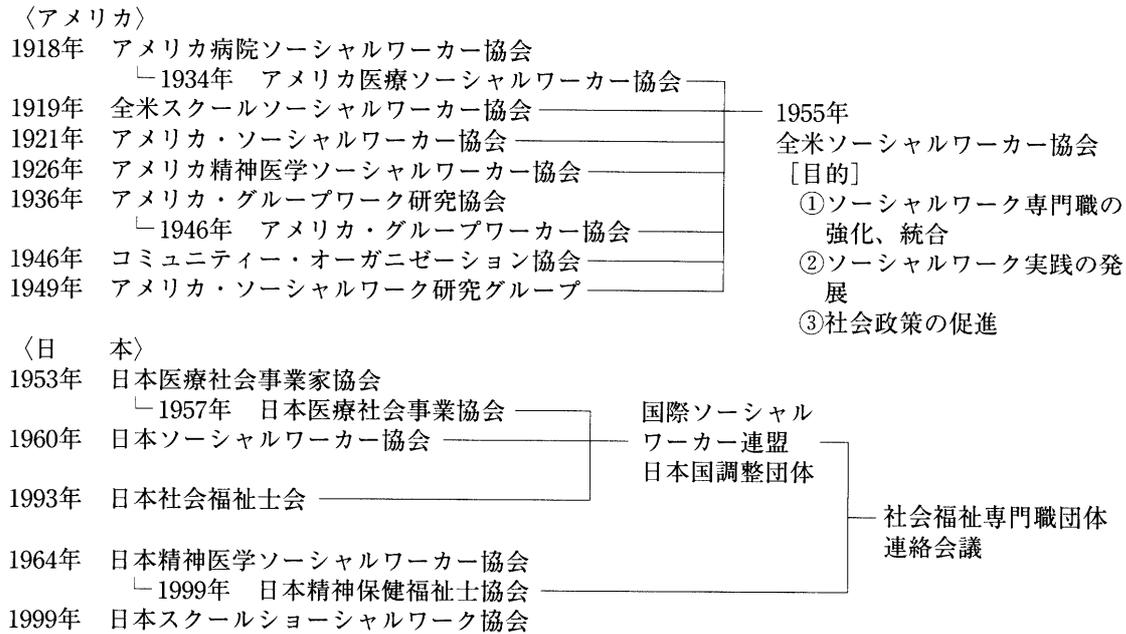


図2 日・米社会福祉専門職団体の比較

それが6年間の準備期間を経て大同団結し、下記の3つの目的(①~③)のもとに「ソーシャルワーク実践の定義」や「全米ソーシャルワーカー協会倫理綱領(NASW Code of Ethics)」 「ソーシャルワーク実践に関する

分類基準(NASW Standards for the Classification of Social Work Practice)」(図3)をはじめ、詳細な実務基準と業務指針を次々に策定している。

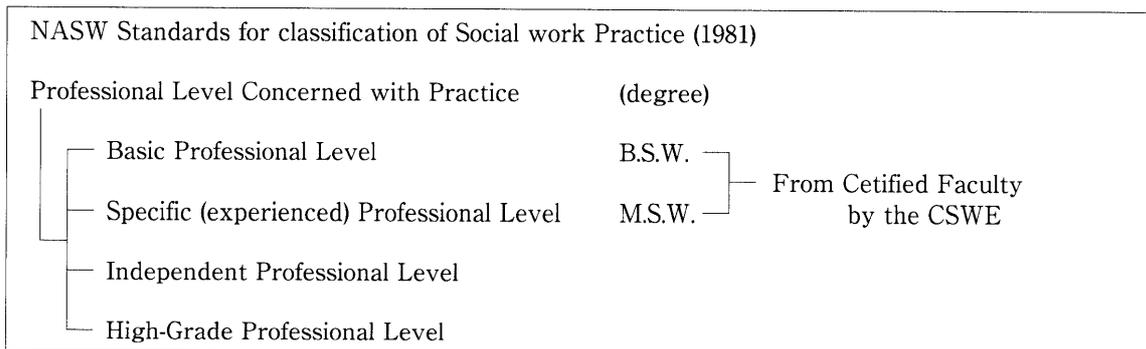


図3 ソーシャルワーク実践に関する分類基準

- (1) ソーシャルワーク専門職を強化し、統合すること
- (2) ソーシャルワーク実践の発展を推進すること
- (3) 健全な社会政策を促進すること

1997年の時点では、全米各州に海外支部を加えて、55の支部、約16万人の会員を擁している。

実務基準は、次の各専門分野にそれぞれ設けられている。

- ①児童保護 ②思春期少年少女 ③学校
- ④長期ケア施設 ⑤保健医療領域 ⑥ケースマネジメント ⑦ソーシャルワーク調停者 ⑧クリニック ⑨人事 ⑩継続教育

また、業務指針は、上記の⑤保健医療領域の中で、ナーシングホーム、在宅ヘルスケア、急性疾患治療病院、腎臓疾患領域、精神科急性期病棟の5分野に設けられている。

実務基準の⑩「継続教育」は、「専門職のための継続教育基準」である。これが生涯研修制度に相当する部分なので、後に日本社会福祉士の生涯研修制度と比較したい。

ところで、社会福祉専門職団体の組織化は医療分野で最初に行われたという点が、アメリカと日本とで共通している。これは、専門職化が早くから進んだ医師をはじめとする医療職と同じ職場でチームワークを行うため、ソーシャルワーカーの専門職化の

必要性が認識されたためである。1953年に日本医療社会事業協会が結成されて7年後、1960年に日本ソーシャルワーカー協会が結成され、IFSW、NASWなどとの国際的協力の役割を担ってきた。この2協会に、1963年設立のPSW協会を合わせた3団体が、長く日本のソーシャルワーカーの研修やソーシャルアクションを担ってきたが、1993年に結成された日本社会福祉士の組織的発展は目覚しく、現在では日本で最大規模の社会福祉専門職団体になっている。(図2)

2000年現在、同会の会員数は1万人を超え、全国の47都道府県に支部を持っている。全米ソーシャルワーカー協会が1955年創設以来半世紀近い歴史と16万人を超える会員を有しているのに比べれば、まだ歴史が浅く規模も小さいが、毎年着実に会員数が増加し、活発に事業を展開している。その中でも、1999年度からスタートした同会独自の生涯研修制度は、社会福祉士の資質の維持・向上にとって非常に重要な意味を持っている。

NASWと日本社会福祉士の生涯教育制度については、第5項において比較検討したい。

#### 4. 社会福祉教育機関の状況

アメリカにおけるソーシャルワーカー養成システムは(1)日本と異なり中央政府の立法による統一的な国家資格制度はなく、各州の資格立法による免許 (license) 制度ないし登録 (registration) 制度によること、(2)州による資格付与の前提としてソーシャルワーカー養成機関が組織するCSWE (Council on Social Work Education=ソーシャルワーク教育協議会)が認定 (Accreditation) した大学・大学院の卒業者という条件があること、(3)ソーシャルワーカーの専門職団

体であるNASW (National Association of Social Workers)が各州の資格法制定や開業ソーシャルワーカーにとって重要なVendorship Lawの制定に指導的な役割を果たしていることなどの特徴がある。日本にも社会福祉士養成校の団体と社会福祉士の団体があるが、その社会的影響力はまだ弱い。

アメリカのCSWEは、1919年設立の専門職ソーシャルワーク訓練学校連盟 (Association of Training Schools for Professional Social Work)を前身として、1952年に設立された。(図4)

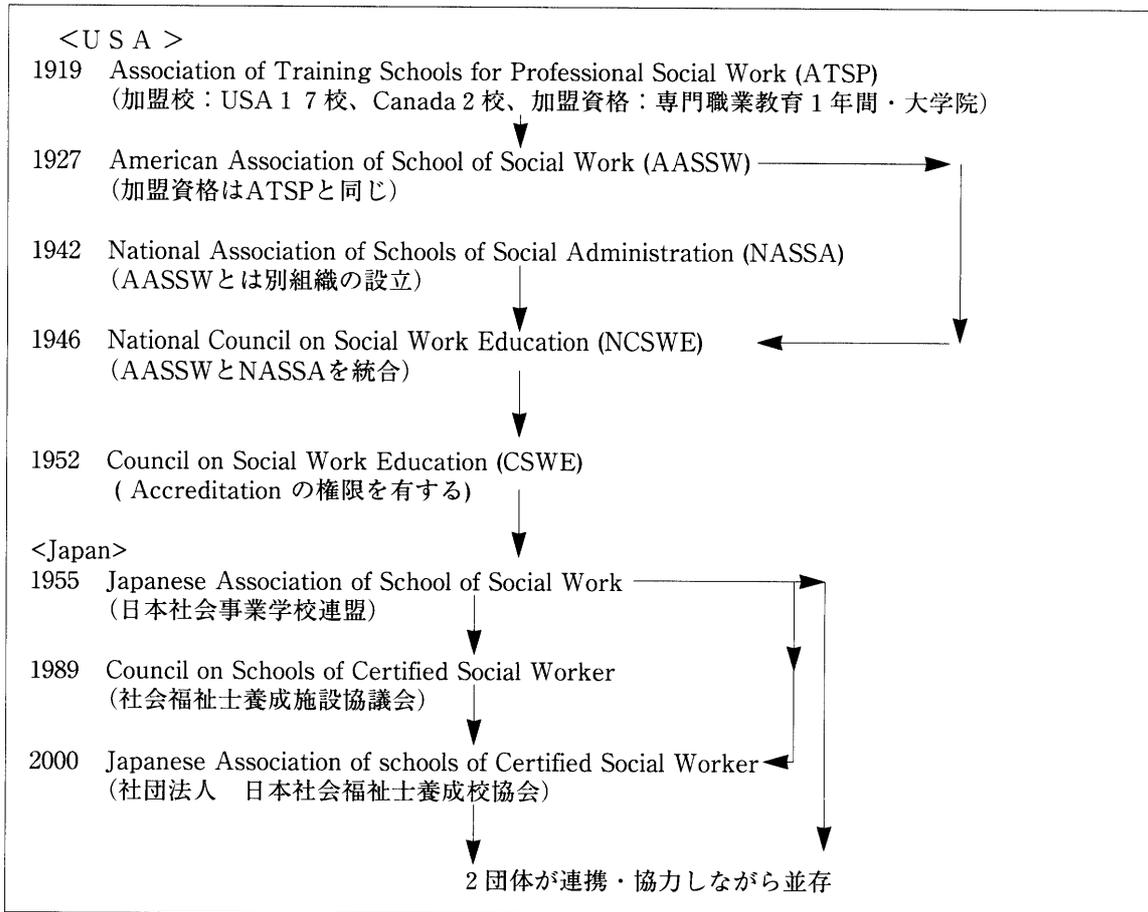


図4 日・米社会福祉教育団体の変遷

日本ではその3年後の1955年に、日本社会事業学校連盟が設立された。その前年1954年に日本社会福祉学会が設立されたこと、1958年の国際社会事業教育会議を日本（東京）で開催することが決定されたことが、この連盟設立の契機であった。設立当初の加盟校は16校であったが、2001年度には168校にまで増加している。同連盟は、1985年に「社会福祉専門職養成基準」を策定したが、2年後の1987年に「社会福祉士及び介護福祉士法」が制定されたため、社会福祉士の養成教育を行う教育機関は同法に定める指定科目等の要件を備えることを条件として認可されている。

現在、同連盟が加盟校のカリキュラム等に対して影響力をもっているのは、1994年の総会で決定した「加盟審査基準」である。この基準には、専任教員に関する条件（社会福祉学を専攻する専任教員が6名以上必要）、専門教育4部門（基本領域、方法技術、分野、実習・演習）の内容と該当科目、学生への各部門ごとの履修基準等の要件が盛り込まれている。同連盟では、1971年以来、毎年1回、定期総会と合わせて社会福祉教育セミナーを開催し、社会福祉教育を担当する教員の資質向上を図っている。

同連盟への加盟は日本の社会福祉教育機関にとって社会的な評価を得る要件にはなっているが、CSWEのような大学・学校等への認定権は有しておらず、ソーシャルワーカーの資格制度とも直接連動していない。したがって、未加盟校の卒業生であっても、社会福祉士指定科目の履修が大学等で行われていれば、国家試験の受験資格は与えられる。

また、同連盟とは別に、1987年の社会福祉士及び介護福祉士法制定にともなって設立された厚生労働省指定社会福祉士養成施設によって社会福祉士養成施設協議会が組織されたが、2001年に社会福祉士養成を行

う大学・短期大学と共に新たに日本社会福祉士養成校協会が結成され、従来の協議会は発展的に解散してこの協会に移行し、同年社団法人として厚生労働省の認可を受けた。同協会では民間の福祉関係財団や日本社会事業学校連盟、福祉系学会等の協力を得て、年に1回「ソーシャルワーク実践教育研修講座」を企画・主催し、教授法についてのシンポジウムのほか模擬授業やソーシャルワーク演習のワークショップを行うなど、教育技法を高めるための実践的な研修プログラムを社会福祉教育者に提供しており、2001年10月末日現在168校が会員となっている。

また、同年同月末現在、日本社会事業学校連盟の加盟校も同じ168校となっているが、そのうち134校がこの社団法人日本社会福祉士養成校協会にも加盟しており、重複加盟が多い。両団体は、今後は互いに連携・協力していく方針だが、それぞれの独自性が問われることになる。(図4)

## 5. 社会福祉専門職の就労状況

次に、日米の社会福祉専門職の就労状況について、NASWと日本社会福祉士会の調査結果に基づいて比較検討する。それぞれのデータソースは次の通りである。

1) 「NASW会員調査」対象者数：86,006人。

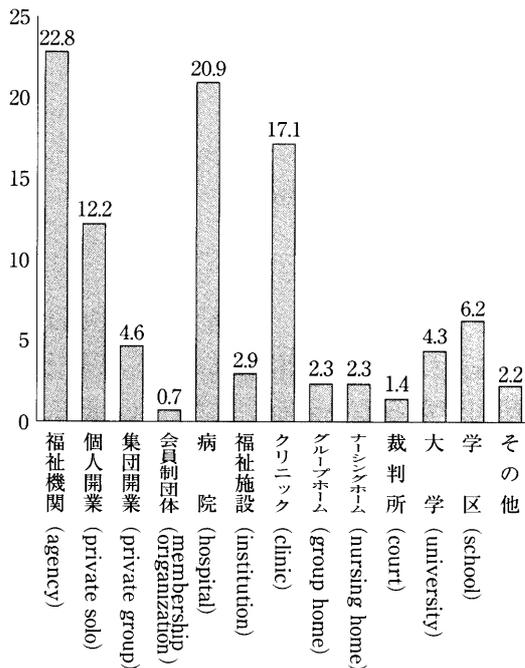
NASWに1991年現在の会員登録カードの各項目に記入されたデータ。資料出所：M.Gidelman & P.H.Scbervis: Who We Are, NASW Press, 1993.

2) 「社会福祉士現況調査(2000年)」対象者数：18,615人、回答者数：7,831人。

日本社会福祉士会が2000年3月31日までの社会福祉士登録者全員18,615人を対象に同年6月1日から6月20日までの期間に質問紙の郵送により行った調査。回答者数7,831人で回収率42.1%。同会会員・非会員を問わず社会福祉士有資格者全員を対象とした悉皆調

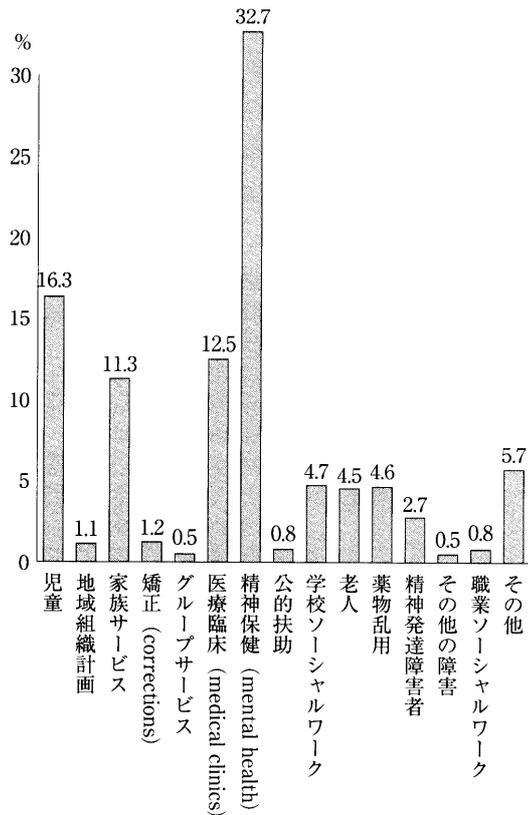
査。資料出所：『社会福祉士現況調査報告書（2000年）』2000年，（社）日本社会福祉士会。

1991年に実施されたNASWの会員調査の結果によれば、会員の就労の場で最も多いのはsocial serviceを提供するagencyで22.8%、次いでhospitalの20.9%、clinicの17.1%、private solo（個人開業）の12.2%であり、この上位4部門で全体の73%を占めている。institution（福祉施設）は、2.9%しかおらず、nursing homeの2.3%と合わせても5.2%に過ぎない。教育関係はuniversityが4.3%。school（学校ソーシャルワーク）が6.2%。裁判所（司法ソーシャルワーク＝犯罪・非行者の社会復帰援助）が1.4%である（図5・6）。この調査の回答者数は86,006人なので、1.4%といっても実数は1,209人にのぼる。



Source: M.Gibelman & P.H. Schervish: Who We Are, NASW Press, Washigton DC, USA, 1993  
岩崎浩三・山手茂監訳『ソーシャルワーカーとは』日本ソーシャルワーカー協会発行、相川書房発売、1997。

図5 全米ソーシャルワーカー協会会員の第一次的就労の場（1991年）



Source: M.Gibelman & P.H. Schervish: Who We Are NASW Press, Washington DC, USA, 1993  
岩崎浩三・山手茂監訳『ソーシャルワーカーとは』日本ソーシャルワーカー協会発行、相川書房発売、1997。

図6 全米ソーシャルワーカー協会会員の第一次的实践分野（1991年）

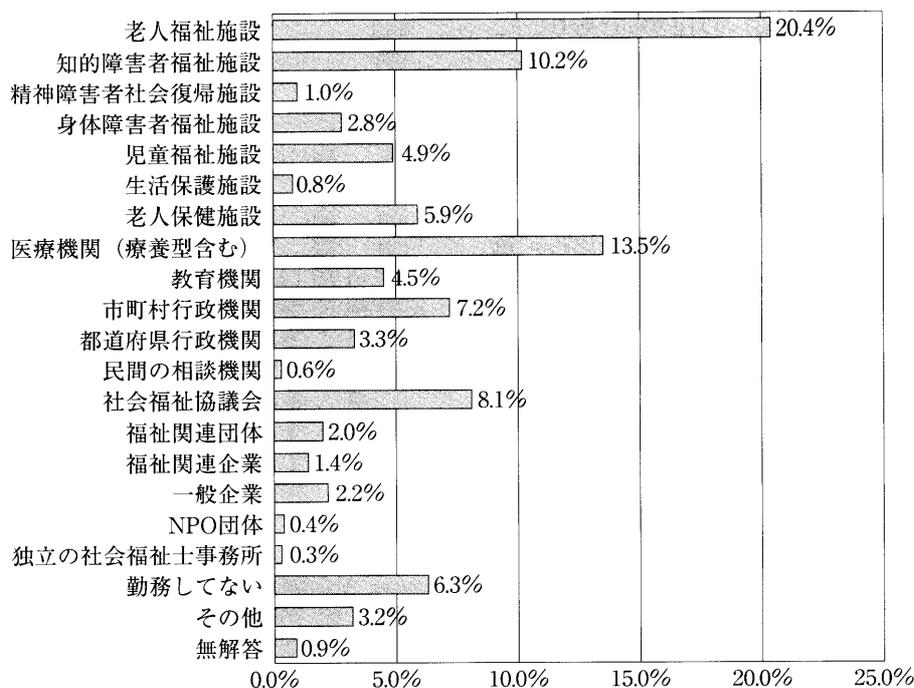
日本では、福祉関係のagencyは都道府県の児童相談所や都道府県・市の福祉事務所など、行政セクターを指すことが多いが、アメリカのagencyには、民間の営利団体・非営利団体も含まれる。就労先の公私の区分についてはこの調査の中の別項目にあり、それによると「公立部門 (Public)」が4割、「私立部門 (Private)」が6割という構成になっていて、その前者の中には「軍 (military)」という小区分もあって653人が勤務している。

一方、日本社会福祉士会による2000年の社会福祉士現況調査は、社会福祉士の登録機関である財団法人社会福祉振興・試験センターの助成を受けて、非会員も含めたすべての社会福祉士有資格者18,615人を対象

として実施されたものであり、回答者数は7,831人(回答率42.1%)。そのうち会員の占める割合は57.2%であった。

この調査では「主たる勤務先」という項目は、NASWのデータよりも回答区分が細

分化されており、institutionに相当するのは次の7施設である。(NASW調査ではnursing homeに相当すると考えられる老人福祉施設・老人保健施設もここに含めた)



Source : 日本社会福祉士会『社会福祉士現況調査報告書』同会, 2001

図7 日本の社会福祉士の主たる勤務先(2000年)

・老人福祉施設	20.4%
・知的障害者福祉施設	10.2%
・老人保健施設	5.9%
・児童福祉施設	4.9%
・身体障害者福祉施設	2.8%
・精神障害者社会復帰施設	1.0%
・生活保護施設	0.8%
計	46.0%

医療機関は13.5%で、調査項目別では老人福祉施設に次いで第2位であり、NASWと似た傾向があるといえる。また、agencyにあたるものは、日本では、市町村行政機関7.2%、都道府県行政機関3.3%、民間の相談機関0.6%、社会福祉協議会8.1%、福祉関連団体10.4%などと細分化されているが、それらを合計すると20.6%となって、NASWの割合に近くなる。

NASW調査でinstitutionとnursing homeとを合わせても5%程度であったのに比べると、日本では施設に勤める社会福祉士が非常に多くを占めているといえる。特に老人福祉施設だけをとってみても20.4%を占めており、社会福祉士の5人に1人はこの分野で働いていることになる。

「独立の社会福祉士事務所」は、NASWで12.2%を占めたprivate solo(個人開業)と4.6%のPrivate group(集団開業)にあたるが、日本ではわずか0.3%に過ぎず、実数でも24人に留まっている。ただし、アメリカで開業のソーシャルワーカーというと、業務内容的にはclinical psychologistや

psychotherapistとして実践している場合が多いとされている点にも留意しておく必要がある。<sup>13)</sup>

教育機関は4.5%であり、NASWのuniversity 4.3%に近い。日本では社会福祉士制度が始まって約12年しか経っていないことと、福祉系大学・専門学校が増設が著しく、福祉系大学院も着実に増えていることから、社会福祉士資格を持ち研究・教育に従事する者は今後増えていくと予想される。

## 6. 社会福祉専門職の生涯教育制度

これまで述べた日米のソーシャルワーカーの専門職団体、養成教育、就労をめぐる状況をふまえ、両国の生涯教育制度について、NASWと日本社会福祉士会のシステムを比較検討する。

NASWは前述の通り、「専門職のための継続教育基準」(NASW Standards for Continuing Professional Education)を1982年に定めており、その中で「3年毎に90時間の継続的専門教育を完了すること」を会員に求めており、州政府が付与するライセンスは一定の研修を受けていないと更新できないしくみになっている。継続教育が、質の高いソーシャルワークサービスを確保するために必須の活動とみなされていたが、知識・技術の急速な発展により、専門職の継続教育に関する基準を設ける必要性が認識されたことから、この基準が設けられたという。そして、継続教育への参加を根拠づける背景には、「高いレベルの知識と技術を備えた援助を得るというclientの権利」への認識がある。

この基準で注目すべきことは、これがソーシャルワークの実践者に対してのみ設定されたものでなく、継続的専門教育の提供者とソーシャルワーク職員の管理者に対しても設定されているということである。以

上の三者のための基準が明文化されているという点は、後述する日本社会福祉士会の生涯研修制度よりも優れているといえよう。

## NASW Standards for Continuing Professional Education

### 【目標】

- ・ ソーシャルワーカーが提供するサービスの質を保ち向上させる。
- ・ 専門職としての期待を確立することによって、ソーシャルワーカーが継続教育を監視することができ、継続教育に責任を持ち、継続教育を評価し、向上させることができる。
- ・ ソーシャルワーカーが確実に質の良い継続教育を選択するのを援助する。
- ・ ソーシャルワーカーのための継続教育の質を高める。
- ・ ソーシャルワーカーが継続教育に参加する機会を促進する。

### 【目的】

- ・ 継続教育の様々なカテゴリーを定義づけ、正確に記述する。
- ・ 継続教育の個々のカテゴリーに、最低何時間を費やすべきかの指針を設ける。
- ・ ソーシャルワーカーが継続教育提供者を評価するのに用いる指針を設ける。
- ・ 継続教育の提供者が、ソーシャルワーカーの専門職としての期待に応えることができるような方法を記述する。
- ・ 機関の運営管理者が、ソーシャルワーク職員のための継続教育を奨励するような方法を記述する。

### ＜ソーシャルワーカーのための基準＞

基準1：ソーシャルワーカーは、継続的な専門教育に、個人的な責任を負わなければならない。

基準2：ソーシャルワーカーは、継続的専門教育を3年毎に90時間、完了しな

ければならない。

〔カテゴリー1〕 正規に編成された  
学習課程40時間以上

例：certified course, workshop,  
seminar etc

〔カテゴリー2〕 専門職の会合／組  
織だった学習の経験30時間以上

例：conference, symposium,  
panel discussion etc

〔カテゴリー3〕 個別の専門職活動  
20時間以上

例：writing thesis, reading  
technical journal & books, study,  
research

基準3：ソーシャルワーカーは、継続的専  
門教育の発展と向上に貢献しな  
ければならない。

＜継続的専門教育提供者の評価基準＞

基準4：継続的専門教育の提供者は、ソ  
シアルワーク専門職の価値と倫理  
を反映する使命と基本方針につ  
いての文書を持たなければならない。

基準5：継続的専門教育の提供者は、組  
織的な教育体験の計画を立案し  
なければならない。

基準6：継続的専門教育の提供者は、責  
任ある管理実務に従わなければ  
ならない。

基準7：継続的専門教育の提供者は、そ  
の事業の進展のためにNASW各支  
部および地域に認可されたソ  
シアルワーク教育プログラムに  
協力しなければならない。

＜管理者のための基準＞

基準8：管理者は継続的専門教育を支援  
するために、機関の方針を履行  
しなければならない。

基準9：管理者は継続的専門教育のため  
に指導力を発揮しなければならない。

以上が、NASW基準の要旨である。それ  
ぞれの基準ごとに運用の仕方が規定され  
ている。このうち、基準2にあるカテ  
ゴリーごとの時間の設定は、多様な学  
習形態をバランスよく経験させるよ  
うに促すためのアイデアであるが、  
日本社会福祉士会も生涯研修制度  
策定の参考にしている。

次に、日本社会福祉士の生涯研修制  
度について述べる。

日本社会福祉士会は、会設立の翌1994  
年に、NASWの動向に詳しい仲村優一  
氏を外務から委員長に迎え、「生涯研  
修特別委員会」を発足させ、以来5年  
間にわたって生涯研修制度の構築に  
向けた検討を重ね、1999年、本部事  
務局に「生涯研修センター」を設置  
し、会として独自の生涯研修制度を  
スタートさせた。

その間、担当委員会は「生涯研修プ  
ログラム開発特別委員会」、「生涯  
研修制度化委員会」に改組し、社会  
福祉士実態調査によって把握した会  
員の研修ニーズもふまえながら、「生  
涯研修制度基本要綱案」「生涯研修  
制度実施細則案」を策定し、それぞ  
れ、理事会、総会で採択されて、1999  
年度から実施された。

まず、すべての会員に「生涯研修手  
帳」と「生涯研修ガイド」が配布さ  
れ、以後、新規入会者には入会の際  
に会員証等とともに送付されること  
になった。「生涯研修手帳」は、冒  
頭のページに自分の生涯研修計画  
を記載し、続くページに研修記録  
を書き込んでいく形になっており、  
自主的に研修計画を立てて、それ  
に基づいて自己研修するよう図ら  
れている。

「生涯研修ガイド」には、手帳の使  
用方法を含め、生涯研修制度全体  
の課程、各研修課程の概要、生涯  
研修制度に関するQ&A、生涯研修  
制度基本要綱・実施細則（解説付  
き）が記されている。また、「生涯  
研修ガイ

ド」には、会員向けのものとは別に、全国の都道府県支部向けのものが作成、配布されており、地元会員から支部あての問い合わせに答えられるように配慮されているほか、支部としての生涯研修制度上の役割などが説明されている。

さらに、生涯研修制度の策定と実施準備を担当した「生涯研修制度化委員会」に替わって「生涯研修センター運営委員会」が生涯研修センターに設置され、制度の運用と実施状況の点検、改善点の検討などを行っている。

このような日本社会福祉士会の生涯研修制度の概要については、横山らが2000年に「日本社会福祉士会における生涯研修制度の意義と課題」（日本社会福祉士会刊『社会福祉士』No.5所収）で述べている。<sup>14)</sup> ここでは、同会の生涯研修制度の要点を概説する。

#### 1) 生涯研修制度の目的

会員個人の自己研鑽の継続性を確保し、研修を通して会員相互の連携を図ることによって、今日的な社会福祉課題を解決するために、会員及び会の力量を向上させていくこと。（基本要綱第1条）

#### 2) 生涯研修の定義

会員が「ソーシャルワーカーの倫理綱領」に基づき、相談援助活動ができるよう必要な知識、技術の専門性と倫理性を常に向上させるために、生涯にわたって行われる研修の総称。（基本要綱第2条）

#### 3) 共通研修の課程

〔基礎研修課程〕新入会員に必修の入門的な研修。

次の3項目を必須プログラムとし、都道府県支部が責任をもって開催する。

- ・日本社会福祉士会と支部の組織概要と事業・活動を理解する
- ・生涯研修制度のしくみと活用の仕方を理解する

・「ソーシャルワーカーの倫理綱領」の具体的理念と現場適用を学ぶ

特に初回の共通研修課程修了申請にあたっては、過去3年間に必ずこの基礎研修を受講していることが要件となっている。

〔共通研修課程〕会員自身が立てた自己研修計画に沿って進められる研修で、主としてジェネリックな力量の維持・獲得を目的として行われるものであり、本制度の中核に位置付けられている研修課程である。3年間で1期として、その間に60単位（1単位は原則として1時間）以上の研修を行っている場合、申請により「修了証明書」が交付される。この課程は1期のみで修了で完結するわけではなく、生涯にわたって2期目、3期目・・・と継続していくことになる。要（かなめ）となるのは本人が社会福祉士としての現状を自己評価して自らの研修ニーズを明確にし、自分自身の「生涯研修計画」をたてて取り組むことである。会としては特定の研修会のみをこの課程の対象に指定して限定していないので、会員は自分の「生涯研修計画」に則って、自主的に各種の研修に参加することになる。しかし、研修方法ごとに、制度上、単位認定する限量を定めており、自己完結型の研修形態などに偏らないようにしている。（例：「各種文献や教材により自宅等で行う」自己研修は認定の上限を15単位とする）

この研修課程に該当する基幹的な研修として会が企画、開催し、会員に受講を推奨するプログラムとして1999年度から「社会福祉士現任研修」が全国8会場で行われるようになり、翌2000年度からは、名称を変更し、内容とボリュームを拡充して、「社会福祉士全国統一研修」が同じく全国8会場ですべて毎年、実施されるようになった。これは2日間にわたって実施されるもので、全日程の参加により10単位が認められている。

なお、共通研修課程では次のような生涯研修の基本となる6領域を設定しており、こ

の全国統一研修ではそれらをすべて網羅するプログラム構成になっている。(図8)

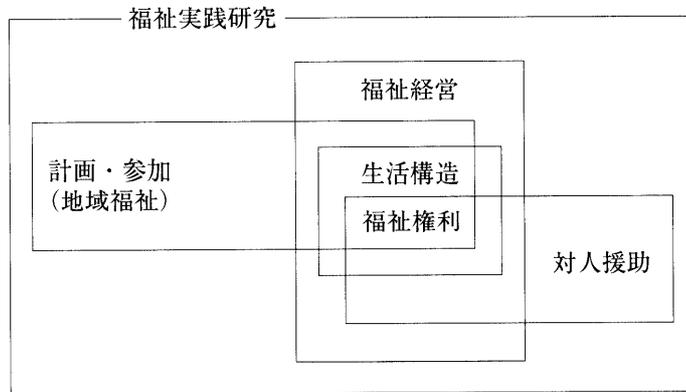


図8 日本社会福祉士会の共通研修課程における6領域

- ①福祉権利 ②生活構造 ③対人援助
- ④計画・参加(地域福祉) ⑤福祉経営
- ⑥福祉実践研究

2001年には上記の6領域について体系的に学習できるよう『社会福祉援助の共通基盤』(仲村優一監修)が編集、発行され、横山は共同執筆に参加している。これは同会の全国統一研修でサブテキストとして活用されるほか、同研修に参加できない社会福祉士向けに在宅自己学習用の教材としても作成されたものである。

〔専門分野別研修課程〕

「社会的ニーズが高く、会の理念に合致する分野であって、体系的な研修カリキュラムを有し、理解度を評価する課程を有する」という条件を満たすプログラムとして生涯研修センターが特に認め、指定した研修。

この研修課程の修了者には同センターが「認定証」を交付する。現時点では、日本社会福祉士会成年後見センターが実施している「成年後見人養成研修」がこの課程に認められているが、会では現在、新たな課程の創設、指定に向けて研究、検討を重ねて

いる。(検討対象になっているものに「実習指導者養成研修」などがある)

以上のような生涯研修制度が始まって3年が経過しつつあるが、実施する過程において多くの課題が指摘されている。

第一は、この制度の中心に位置付けられている共通研修課程の修了者が会員数から見るとまだ決して多いとはいえないという点である。これまでに実施初年度の1999年度末と2年目の2000年度末の2回、共通研修課程修了申請が受け付けられたが、申請手続きをとって「修了証明書」の交付を受けた者は、1回目が637人、2回目が228人である。2年目で減少しており、2回分の修了者を合わせても865人に過ぎず、まだ申請対象者(1998年度以前の入会者)のうち13.6%に留まっている。

生涯研修制度は会の重要な事業であり、対外的にも社会福祉士の資質をアピールする広報材料としていながら、この程度の参加状況ではまだ会員への浸透が不十分で、軌道に乗っていないといわざるを得ない。生涯研修センター運営委員会は、この事実

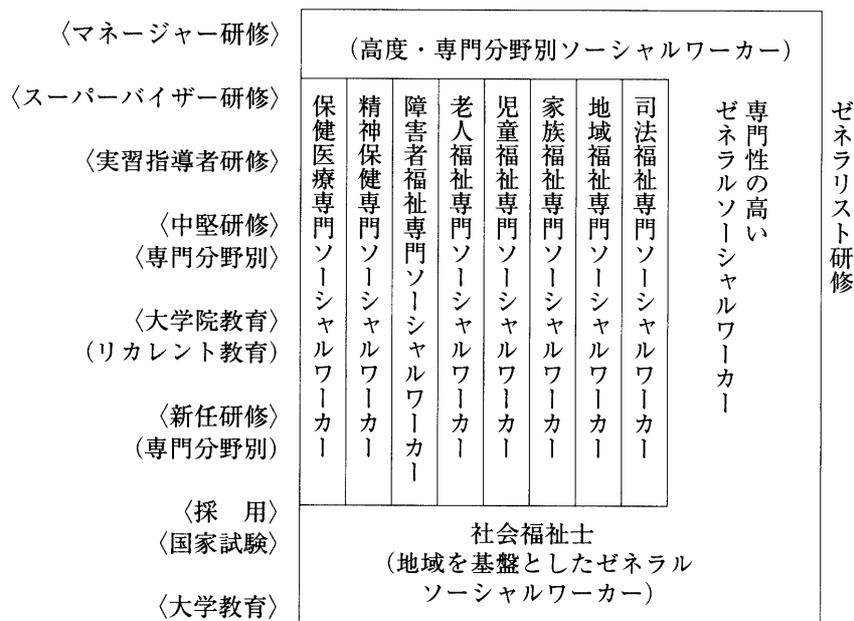
を重く受け止め、低い申請率に留まった原因と対策を検討しており、全国から各支部の研修担当者を集めて「研修担当者会議」を開き、この制度への理解と参加を高めるための促進策を検討するとともに、一層積極的に参加・協力するよう働きかけている。

個々の社会福祉士会会員には、生涯研修に対する積極的な取り組みが望まれる。各種の研修会やセミナー、ワークショップ、学会・大会等に活発に参加している者はおそらく前述の共通研修課程修了者数よりも多いと推察され、十分な研修経験を持ちながらもそうした自分の研修履歴を記録に留めておき、申請手続きを取ろうという段階にまで作業が進まない者が少なくないことも考えられる。「生涯研修手帳」における一連の記録様式や、関係手続きの簡略化も含めた制度運用の改良が求められている。

設立後10年に満たない若い組織が、こうした生涯研修のシステムを体系的に構築したこと自体は、日本における他の社会福祉専門職団体と比べて非常に優れている点で

あり、今後益々の充実が期待されるが、先にみたNASWの「継続教育基準」と比べると、教育提供者やsocial work fieldの管理者についての規定が不十分であり、特に後者については対象に含まれていないという点で改善の余地があると考えられる。管理者に対して専門職団体としてどれだけの影響力を持てるかが課題である。豊かな歴史と実績、蓄積のあるNASWにすぐに追いつくわけにはいかないとしても、その経験から学ぶことは有意義であろう。特に、日本の社会福祉士は、就労の実態からみて独立開業はまだ非常に少なく、施設 (institution) 等に雇用されて働いているワーカーが圧倒的に多いだけに、その職場の管理者に生涯研修の重要性を理解させ、職員が研修に参加しやすい就労環境を実現することが強く望まれる。

また、日本学術会議の社会福祉・社会保障研究連絡委員会は「ゼネラルソーシャルワーカーの生涯研修体系」を検討し、第17期報告「社会サービスに関する研究・教育



Source : 日本学術会議第17期社会福祉・社会保障研究連絡委員会『社会サービスに関する研究教育の推進について』

図9 ゼネラルソーシャルワーカーの生涯研修体系

の推進について」の中で、(図9)を提示している。そこでは、社会福祉士をベースにしながらも、その上に専門分化と総合化の両面を考慮した各分野の「スペシフィックソーシャルワーカー」と「専門性の高いゼネラルソーシャルワーカー」という新たなソーシャルワーカー像が示され、多様で多段階にわたる研修体系の構築を求めている。日本社会福祉士会をはじめとした社会福祉専門職団体と日本社会事業学校連盟、日本社会福祉士養成校協会などの社会福祉教育団体は、卒前・卒後を通じた社会福祉専門職教育のより発展的なシステムを構築する際に、このような生涯研修体系についても、互いに協力しながら実現の可能性を追求していくことが望まれる。

## 7. 日本における社会福祉専門職教育の課題

アメリカと日本の社会福祉専門職の発展過程を比較すると、既に概観したように基本的共通点とともに、多くの相違点を見出すことができる。

近代化の進展とともに、様々な社会問題が発生したため、民間団体や国家がそれらの解決・予防や生活困窮者への援助を開始し、援助活動を専門化・科学化するための教育に着手したのが、社会福祉専門職教育の源流である、という基本的な点は日本とアメリカとの間でそれほど大きな相違はない。両国とも、19世紀末に、当時の社会問題に対応する活動の担い手の養成に着手し、20世紀初頭になると大学レベルでの組織的・系統的教育を開始している。

しかし、具体的な社会福祉専門職教育の発展過程、教育の形態・内容、教育条件とそれに関連する社会的諸条件、特に社会福祉専門職の配置・業務・団体活動の諸条件は、社会・文化構造の相違に規定されているため、アメリカと日本では著しく異なっ

ている。

日本では、福祉六法や社会福祉法などによる社会福祉サービスのsettingに関する膨大な法的枠組みがつくられているが、アメリカではそれほど法律の数が多い代わりに、サービス従事者の資質と数は非常に豊かに養成され、高度な専門性を維持・向上するシステムが民間の社会福祉教育団体や専門職団体によって早くから確立された。両国の違いをひとことでいえば、「施設」整備中心の日本と「人材」整備中心のアメリカ、「官」主導の日本と「民」主導のアメリカ、といえようか。

しかし、日本の社会福祉サービスをめぐる状況は、20世紀末から急速に変化しつつある。在宅支援型の施策の拡充や、施設サービスにおける個室やユニット・ケアの重視、家庭生活により近い環境を模索したグループ・ホームの増加など、settingのあり方も多様化しており、これまで述べてきたように社会福祉士とその養成機関は顕著に増加している。特に、18歳人口の減少傾向が続いて大学経営をめぐる状況が厳しさを増す中で、福祉系大学・学部・学科の新設・増設が続いている。この社会福祉教育の膨張により、人材供給の量的な側面は充足が可能になるだろうが、質の確保が当然、問題になっている。本稿で取り上げた社会福祉専門職の生涯教育は、その質の確保に不可欠なものである。

社会福祉教育に携わる者としては、そうした生涯教育の全過程の最も初期の段階にあって、その基盤をなすのは大学で行われる養成教育であること、そしてそれが社会福祉士会等、専門職団体で行われる生涯研修システムにしっかりとリンクして、専門職としての成長を促進するような協力関係を教育機関と実践現場との間で構築しなければならない。

さらに、福祉系大学等で組織する社会福

社教育団体は、社会福祉専門職団体と連携して、社会福祉士の各settingにおける配置基準の策定と制度化など条件整備に向けて、関係省庁にも働きかけ、有資格者の任用・登用を推進するべきである。それは社会福祉サービスの質的向上に資するはずであり、専門的な養成教育を受けて現場で活躍する社会福祉士が増えることによって、その道を目指す学生の実習指導が現場で受けやすくなり、実習内容の充実・向上するなど、福祉人材養成の望ましいサイクルを実現するであろう。

### 結語—本社会福祉学科の理念と運営方針

本論文で述べたように、日本の社会福祉士養成校は、年々増加しており、2001年現在160校を超えている。そのなかには、大学・短期大学・専門学校が含まれているが、中心的な社会福祉養成校は、90校余りの大学（社会福祉単科大学および総合大学の社会福祉学部・社会福祉学科等）である。

社会福祉学部・社会福祉学科は、以前は少数の社会福祉系単科大学を除くと総合大学あるいは社会科学・人文科学の大学・学部（社会学部・文学部等）に設置されていた。しかし、最近では「保健・医療・福祉の総合化」という社会的要請にこたえて全国各地で医療福祉大学・保健福祉大学に設置されている。

新潟医療福祉大学に、医療技術学部4学科とともに設置されている社会福祉学部社会福祉学科は、保健・医療・福祉の総合化を推進するために、保健・医療・福祉関係の諸専門職のチームワークに参加し、専門的役割を発揮しうる社会福祉士を養成することを目的としている。この目的を達成するために、本社会福祉学科は、次のような理念を掲げている。

第1に、保健・医療・福祉を総合する「QOLサポーター」養成という本学の教育

理念に基づいて、患者・家族のライフ（生命・生活・人生）のうち「生活」と「人生」の側面からの援助技術（ソーシャルワーク技術）を体得した社会福祉士の養成をめざしている。そのために、幅広い教養諸科目とともにコアとなる医療福祉基礎諸科目を、他学科の学生と同様に主体的に選択履修するよう図っている。

第2に、1年次から社会福祉士に必要な専門職倫理・知識・技術を身につけるよう講義・演習・現場実習を履修するカリキュラムを編成しており、各学年において他学科の学生とも交流し、相互理解を深め、卒業後にゼネラリスト・ソーシャルワーカーとして保健・医療・福祉施設や地域社会においてチームワークを有効に行いよう図っている。

第3に、地域社会において、社会福祉関係の行政機関・諸施設や社会福祉専門職の諸団体などと協力して、社会福祉専門職の生涯研修および福祉・保健・医療問題の調査研究、専門技術開発・地域開発計画などに寄与する研究・教育を推進したいと意図している。

### 引用文献

- 1) 山手 茂:患者に福祉サービスを(共編). 法律文化社. 1980.
- 2) 山手 茂:社会福祉専門職をめぐる課題. 社会福祉研究. No. 69. 鉄道弘済. 1997.
- 3) 山手 茂:社会福祉の転換期におけるソーシャルワーカー. ソーシャルワーカー. No.6. 日本ソーシャルワーカー協会. 1998.
- 4) 山手 茂:"サービスの質の向上"と"人材の養成・確保". ソーシャルワーク研究. 25-2. 相川書房. 1999.
- 5) 横山豊治:社会福祉専門教育の動向と社会福祉士養成の課題—社会福祉士制

- 度施行10年の経過を概観して一. 社会福祉士. No. 5. (社)日本社会福祉士会 1998.
- 6) 横山豊治: 養成教育をめぐる諸研究からみたソーシャルワークの特性. ソーシャルワーク研究. 24-4. 相川書房. 1999.
- 7) 横山豊治: 各養成機関における陣税養成の目標と課題—専門学校・社会福祉士指定養成施設の場合—. 社会福祉教育年報 1999年度版. 日本社会事業学校連盟. 2000.
- 8) 原田正樹, 高橋幸三郎, 横山豊治ら: 日本社会福祉士会における生涯研修制度の意義と課題. 社会福祉士. No.7. (社)日本社会福祉士会. 2000.
- 9) 一番ヶ瀬康子, 大友信勝: 日本社会事業学校連盟編. 戦後社会福祉教育の五十年. ミネルヴァ書房. 1998.
- 10) 伊藤淑子: 社会福祉職発達史研究—米英日三カ国比較による検討—. ドメス出版. 1996.
- 11) 平塚良子: 社会福祉教育の国際比較. 戦後社会福祉教育の五十年. ミネルヴァ書房. 1998.
- 12) 平塚良子、前掲書 (11)
- 13) 伊藤淑子、前掲書 (10)
- 14) 原田・高橋・横山ら、前掲書 (8)
- 規. 1998.
- 4) ハンス・ヨハン・ブラウンズ, デビッド・クレマー: 欧米福祉専門職の開発—ソーシャルワーク教育の国際比較—, 古瀬徹・京極高宣監訳. 全国社会福祉協議会. 1987.
- 5) (社)日本社会福祉士会生涯研修センター: 生涯研修ガイド (第2版). (社)日本社会福祉士会. 2000.
- 6) (社)日本社会福祉士会: 社会福祉士現況調査報告書 (2000年). 同会. 2001.

#### 参考文献

- 1) マーガレット・ジベルマン, フィリップ・H・シェルビッシュ: ソーシャルワーカーとは. 岩崎浩三・山手茂監訳. 日本ソーシャルワーカー協会. 相川書房. 1997.
- 2) 全米ソーシャルワーカー協会: ソーシャルワーク実務規準および業務指針. 日本ソーシャルワーカー協会訳. 相川書房. 1997.
- 3) 京極高宣: 日本の福祉士制度. 中央法